

(仮称) 逗子市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、もって安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準じると市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等により害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関等（報道を業として行う個人を含む。）による過剰な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び犯罪等により害を被ることをいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等を支援する民間の団体をいう。
- (8) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分に配慮して行われる

ものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が地域社会で安全に安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止に十分に配慮して行われるものとする。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市、学校、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、並びに協力することにより推進されるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせないように十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう被害等により直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

3 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることがないように、プライバシー及び名誉の保護に努め、犯罪被害者等の個人情報については、厳に適正に取り扱うものとする。

（犯罪被害者等への支援）

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、支援金の支給その他必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、緊急避難場所の提供、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (5) 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対し、カウンセリングの実施その他必要な支援を行うこと。
- (6) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための必要な支援を行うこと。
- (7) 犯罪被害者等である児童、生徒に対し、学校と連携して、年齢や発達の程度、児童、生徒の置かれた状況に応じた十分な配慮を行い、安心して教育を受けることができるよう必要な支援を行うこと。

（市内に住所を有しない犯罪被害者等への支援）

第9条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、当該害を被った者に対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（人材の育成）

第10条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を行うものとする。

（民間支援団体への支援）

第11条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、

その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（市民等への啓発活動等）

第12条 市は、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害及び再被害の防止の重要性等について市民等が理解を深めるよう、学校及び関係機関等と連携し、啓発活動その他必要な施策を行うものとする。

（支援を行わないことができる場合）

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（意見の反映）

第14条 市は、犯罪被害者等の支援に当たり、犯罪被害者等及び関係機関等の意見を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。